

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和5年度)

作成日 2023/9/26

最終更新日 2023/9/26

記載事項	更新日	記載欄
情報基準日		2023/5/19
国立大学法人名		愛知教育大学
法人の長の氏名		野田 敦敬
問い合わせ先		企画課 (0566-26-2204、kaikaku@m.auecc.aichi-edu.ac.jp)
URL		https://www.aichi-edu.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新日	記載欄
経営協議会 による確認		<p>【確認方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガバナンス・コードに係る適合状況の確認にあたっては、独自の様式を作成して点検を行った。 <p>○独自様式での確認事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各原則の実施状況 <ol style="list-style-type: none"> (1) 前回までの確認資料における状況 (2) 前年度における経営協議会委員、監事からの意見等 <ol style="list-style-type: none"> 1) 前年度における意見 2) 前年度における意見に対する本学の対応 (3) 前回からの改善・充実事項 (4) 特記事項 2 各原則に基づく公表内容 3 適合状況の判断 <ol style="list-style-type: none"> (1) 適合状況の別 「適合している」、「適合していない」 ※「適合していない」場合は、その詳細等を(2)、(3)に記載 (2) 「適合していない」事項の詳細 (3) 今後の対応方針及び計画 4 担当部局 <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度は、ガバナンス・コードに係る適合状況の確認を以下のスケジュールのとおり実施した。 <p>○スケジュール</p> <p>5/19 各担当部局において適合状況確認資料を作成</p>

		<p>6/5 学長・理事による確認 6/26 経営協議会委員への説明、意見聴取（7/3まで） 7/18 経営協議会委員からの意見に対する対応方針の決定 7/25 経営協議会委員へ対応方針を報告 9/5 役員部局長会議へ公表内容を報告 9/13 教育研究評議会へ公表内容を報告 9/26 役員会で公表内容を審議 10月上旬 報告書を国立大学協会へ送付及びWebサイトにて公表</p> <p>【経営協議会委員の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガバナンス・コードに係る適合状況について、執行部（学長・理事）より報告を行った。 ・結果、執行部の「適合・不適合判断」及び「記載内容」について、指摘すべき問題は認められなかったが、留意すべき事として、個別の意見は、以下のとおり。 <p>【経営協議会委員意見1】</p> <p>（基本原則4）社会との連携・協働と情報の公表</p> <p>内部統制の仕組みについて、中立性・公平性の担保と利益相反関係の排除する措置としては、顧問弁護士ではない人物を窓口にすることが望ましいので検討してもらいたい。</p> <p>【本学の対応】</p> <p>外部窓口については「本学顧問弁護士」から「学外の弁護士」に規定を改正し、顧問弁護士ではない者が担当できるように整備したが、現状は、外部窓口の担当者は本学の顧問弁護士になっている。今後、外部窓口適任者選考、契約経費等検討したうえで、対応していく予定である。</p>
<p>監事による確認</p>		<p>【確認方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガバナンス・コードに係る適合状況の確認にあたっては、独自の様式を作成して点検を行った。 <p>○独自様式での確認事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各原則の実施状況 <ol style="list-style-type: none"> （1）前回までの確認資料における状況 （2）前年度における経営協議会委員、監事からの意見等 <ol style="list-style-type: none"> 1）前年度における意見 2）前年度における意見に対する本学の対応 （3）前回からの改善・充実事項 （4）特記事項 2 各原則に基づく公表内容 3 適合状況の判断

		<p>(1) 適合状況の別 「適合している」、「適合していない」 ※「適合していない」場合は、その詳細等を(2)、(3)に記載</p> <p>(2) 「適合していない」事項の詳細</p> <p>(3) 今後の対応方針及び計画</p> <p>4 担当部局</p> <p>・令和5年度は、ガバナンス・コードに係る適合状況の確認を以下のスケジュールのとおり実施した。</p> <p>○スケジュール</p> <p>5/19 各担当部局において適合状況確認資料を作成</p> <p>6/5 学長・理事による確認</p> <p>6/7 監事への説明、意見聴取 (6/30 まで)</p> <p>7/18 監事からの意見に対する対応方針の決定</p> <p>7/25 監事へ対応方針を報告</p> <p>9/5 役員部局長会議へ公表内容を報告</p> <p>9/13 教育研究評議会へ公表内容を報告</p> <p>9/26 役員会で公表内容を審議</p> <p>10月上旬 報告書を国立大学協会へ送付及びWeb サイトでの公表</p> <p>【監事の意見】</p> <p>令和4年度は、徐々に緩和されてきたとはいえコロナ禍の影響を色濃く残す中で、エネルギー費高騰のインパクトなど難しい大学経営・運営が求められる一年であった。そうした中、「第4期中期計画」の実践や「未来共創プラン」の具体的活動の積み上げなど、着実な前進が図られてきたと評価できる。</p> <p>とりわけ動き出した「子どもキャンパスプロジェクト」は、学内外へのポジティブな波動を生み出す源としての意義は大きいと感ずる。現在は小さな波だが、継続し広がりを持たせることにより「教職の魅力を広げ、大きなうねりに繋がっていくことと信ずる。</p> <p>また、前年度の「ガバナンス・コードに係る適合状況確認」において示された「経営協議会委員意見」「監事意見」を受けて明記された「本学の対応」に示された内容も着実に実行に移されている。本年度以降も継続し取り組んでいく必要のある項目についての粘り強い取り組みを期待する。</p> <p>今回の監事確認において記載の「適合・不適合判断」「記載内容」について指摘すべき問題は認められなかった。</p> <p>その上で、より一層の改善・充実に向けての個別意見は以下のとおり。</p>
--	--	---

【監事意見 1】

(基本原則 1) 国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定とその実現のための体制の構築

前年度の「監事意見」を受けての「本学の対応」に『・・・教職員の人事評価制度の運用状況を再確認しつつ、改定・充実を図るとともに、教職員の意欲を誘起させ優秀な人材の育成に向けた体制・制度の整備に引き続き取り組む。』と記載されている。

本学に課せられたミッションを遂行する上で根幹となる課題であるが、大学改革推進委員会や教員人事委員会などの場で論議がなされ、一定の前進が図られていることは評価できる。

もともと、構成員のモチベーションを適切に喚起できる仕組みを構築すべく、更なる改善や具体策の検討が必要である。長年培われてきた風土や意識にかかわる課題であり、慎重にならざるを得ない場面・事情は理解できるものの、本年度は大きな一歩が踏み出せるよう、スピード感を持って対応されたい。

【本学の対応】

教職員の人事評価制度については、ご指摘のとおり一長一短に改善等がいかない要因があるものの、全教員向けの個人評価を令和 5 年度も引き続き実施しており、あわせて、年俸制適用教員の数は令和 5 年度には 45 名となり、教員全体の割合では 29% (令和 4 年度：24%) と年々増加している状況である。

以上のことより、徐々にではあるが構成員のモチベーションを適切に喚起できる仕組みを構築するためのベースとなる意識改革が浸透しつつあり、今後はタイミングを逸することのないよう更なる改善や具体的な方策の検討を諮っていく所存である。

【監事意見 2】

(基本原則 1) 国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定とその実現のための体制の構築

従来以上に、科研費獲得・寄付金募集・ネーミングライツ・クラウドファンディングなどの外部資金獲得の取り組みがなされ前進が図られている。

一方で、エネルギー費の高騰や人件費の上昇など厳しい財政・経営状況に直面し、更なる取り組みの強化が必要である。こうした認識は、執行部の共通認識となっているものの、残念ながら、学内での広がりはまだ限定的であるように見受けられる。広く学内構成員ひとり一人の意識喚起やアイデア出し等、結果につながるような実践が求められる。

また、従来の取り組み項目の強力推進に加え、本学の知財やアセットをフル活用するビジネス的アプローチでの活動が必要であり、学外の

		<p>知見・リソースも活用した新たな案件発掘やビジネスプラン策定も検討もされたい。</p> <p>【本学の対応】</p> <p>現在実施しているエネルギー費の高騰に対する取り組みとしては、例えば、「節電」取り組み大賞がある。これは、教職員、学生ひとり一人に節電を促す意識を喚起するとともに、アイデア出し等により、結果につながるような実践例を表彰する取り組みとなっている。</p> <p>また、令和5年度は、新たに「統合報告書 2023『受託・共同研究の促進に向けて』(仮称)」を作成し、これを全学的な取り組みとして位置づけ、学内構成員の意識を醸成するとともに、受託・共同研究に繋げることとしている。</p> <p>以上の取り組みの他、本学では、「事務局長のもと、当該部長が調整役となり、チームとしての機能を充実させて外部資金獲得の取り組みを推進していくこと」(令和4年度報告書から抜粋)としている。現在、企業が提供する多様なビジネスプランの中から土地を活用した具体案の具現化に向けて着手しており、その導入可能性を積極的に検討している。</p>
<p>その他の方法 による確認</p>		<p>該当なし</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

記載事項	更新日	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新日	記載欄
<p>原則 1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋</p>		<p>実施状況</p> <p>①中期計画と「未来共創プラン」の関係性の整理</p> <p>国立大学法人法に基づき実施する中期計画は、国立大学法人法により、「社会との共創」、「教育」、「研究」などのように設定する項目が定められている。また、中期目標期間である6年以内に事業を完了させ、その成果を検証することとなっている。</p> <p>一方、中長期ビジョン、目標・戦略から構成している「未来共創プラン」は、設定する項目は自由である。また、期間の限定はなく、具体的な事業の立案や成果の検証時期など、自由度が高い。</p> <p>このような制度の違いを踏まえ、例えば、中期計画のうち「社会との共創」と「未来共創プラン」の「子どもキャンパスPJ」などは親和性が高いため、リンクさせた上で、重点的に取り組むこととしている。</p> <p>このことについては、教授会、経営協議会で報告した他、全職員を対象に「第4期中期目標・中期計画に係る研修会」を実施し理解を深めている。</p> <p>②中期計画と「未来共創プラン」の達成に向けたロードマップの整理</p> <p>第4期中期計画の評価指標において定めた目標の達成に向けて、そのプロセスを行程表として整理している。</p> <p>このことについては、大学改革推進委員会、経営協議会で報告し、周知している。</p> <p>③学長による進捗管理を徹底</p> <p>「未来共創プラン」の下に設けた9つの戦略毎の進捗状況を学長が随時確認して適切に管理することとし、各年度の間及び年度末に大学改革推進委員会に報告することに加え、教授会、及び経営協議会にも報告し、周知している。また、実施計画（行程表）をWebサイトにて公表している。</p> <p>公表内容</p> <p>【中期計画のWebサイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/hyoka.html</p> <p>【未来共創プランのWebサイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/cocreate/</p>

<p>補充原則 1-2④</p> <p>目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等</p>		<p>実施状況</p> <p>令和3年3月に策定した「未来共創プラン」は、大学改革推進委員会において進捗状況を確認し、検証結果、及びそれを基に改善に反映させた結果等を公表することとしている。</p> <p>具体的には、目標の達成に向けて、各プロジェクト・チーム内の意思統一を図るため、計画立案、実行、検証、改善案の策定など、運営プロセスを可視化（見える化）し、情報共有の仕組みを整えた。その際に、中期計画と「未来共創プラン」の運営プロセスをリンクさせることで、効率的な流れを整理している。</p> <p>また、当該年度の「未来共創プラン」の実績を内外へ発信することで、プロジェクト・チームの活動内容を明らかにするとともに、ステークホルダーへの報告までを一連の運営プロセスとする流れを合わせて構築している。</p> <p>公表内容</p> <p>（進捗状況と検証結果）</p> <p>「未来共創プラン」の具体的な実施内容は、中期計画に結び付け、国立大学法人評価の評価プロセスを活用するなどして進捗状況等の検証を行っており、改善状況を反映させた次年度の行程表をWebサイトにて公表している。</p> <p>【未来共創プランのWeb サイト】</p> <p>https://www.aichi-edu.ac.jp/cocreate/</p>
<p>補充原則 1-3⑥（1）</p> <p>経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>		<p>公表内容</p> <p>Web サイト「大学概要」にて主に「経営面」を審議する経営協議会、主に「教学面」を審議する教育研究評議会の体制を公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織運営 ・役職員 <p>【大学概要のWeb サイト】</p> <p>https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/public/outline.html</p>
<p>補充原則 1-3⑥（2）</p> <p>教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を</p>		<p>実施状況</p> <p>人事基本方針については、大学改革推進委員会の下に立ち上げた人事計画部会において、ダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針を検討の上、役員会において策定し公表している。</p>

<p>含めた総合的な人事方針</p>		<p>公表内容 【人事方針の Web サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/jinji_housin.html</p>
<p>補充原則 1－3⑥（3） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>公表内容 第 4 期中期計画のⅣ. 予算、収支計画及び資金計画に記載している。 【第 4 期中期計画】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/R4_04_keikaku_220330.pdf</p>
<p>補充原則 1－3⑥（4） 及び補充原則 4－1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）</p>		<p>【補充原則 1－3⑥（4）】 実施状況 教育研究の費用については、財務諸表、事業報告書、決算報告書の他、これらをわかりやすく説明した財務レポート、財務リーフレットを作成し、Web サイトにて公表することに加えて、保護者懇談会、ホームカミングデー等で財務リーフレットを配布している。また、ホームカミングデーでは卒業生をはじめステークホルダーへ財務状況の説明を行っている。 教育研究の成果については、本学 Web サイトに「特色ある研究紹介」のページを設けるとともに、一般向け広報誌「あえる」を発行し、研究に熟知した関係者以外の幅広い対象者にも研究活動を分かりやすく公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表、事業報告書、決算報告書作成 ・財務レポート、財務リーフレット作成 ・学内外報告（学長・理事懇談会、部課長会、財務委員会、経営協議会） ・学内外公開（ホームカミングデー、保護者懇談会、Web サイト） <p>公表内容 【財務に関する情報の Web サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/zaimu.html 【特色のある研究紹介の Web サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/research/tokushoku.html 【一般広報誌「あえる AUE Letter の Web サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/public/pamphlet.html</p>

		<p>【補充原則 4－1③】</p> <p>実施状況</p> <p>（教育・研究に係るコストの見える化） 事業年度ごとに財務レポートを作成し、Web サイトで公表している。</p> <p>（法人の活動状況や資金の使用状況等） 事業年度ごとに財務レポート、財務リーフレットを作成し、Web サイトで公表している。</p> <p>公表内容</p> <p>【財務に関する情報の Web サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/zaimu.html</p>
<p>補充原則 1－4②</p> <p>法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針</p>		<p>実施状況</p> <p>（副学長、学長補佐等） 理事以外の副学長や学長補佐、学系長のポストを設定し、その者が役員部局長会議等の他、週 1 回開催している学長・理事懇談会に参加し、法人経営の一端に参画する体制としている。また、近年では学長補佐を国大協の研修会等に参加させている。</p> <p>大学改革推進委員会の下に立ち上げた人事計画部会において、法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針を含めた総合的な人事方針を検討の上、役員会において策定し公表している。また、経営人材の育成過程が確認できるよう、役員の経歴を公表している。</p> <p>（事務職員） 事務職員については中堅、管理職等の役職別の職責、人材像を明確にし、「国立大学法人愛知教育大学事務職員及び技術職員の役職別の職責、人材像及び登用・選考に関する基準」として、登用・選考基準を設け、今後のキャリアアップも踏まえ、計画的に研修や人事交流に参加させるなど、次代の経営人材を育成している。</p> <p>公表内容</p> <p>（副学長、学長補佐等）</p> <p>【人事方針の Web サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/jinji_housin.html</p>

		<p>【役員の経歴の Web サイト】</p> <p>https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/officer.html</p> <p>(事務職員)</p> <p>【国立大学法人愛知教育大学事務職員及び技術職員の役職別の職責、人材像及び登用・選考に関する基準】</p> <p>https://kitei.aichi-edu.ac.jp/doc/auekitei/print/619.html</p>
<p>原則 2-1-3</p> <p>理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>		<p>実施状況</p> <p>学長は、「役員規程」、「副学長任命規程」、「学長補佐規程」等に基づき、求める知識、経験、能力等を踏まえて、理事や副学長等を学内外から選任し、担当を明示して配置している。また、50代前半の教授を副学長に、40代半ばの准教授を学長補佐に任命し、主要な会議等に参画させるなど、長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保のための取り組みを行っている。</p> <p>具体的には、令和3年度からは組織経営に精通した学外理事を大学経営担当非常勤理事に加え、法人運営体制の強化を図った。</p> <p>令和4年度からは、学長直下の機関車役として改めて「未来共創プラン担当の学長補佐」を配置した。また、新たに ICT 活用指導力育成担当の学長補佐を任命した。</p> <p>公表内容</p> <p>「国立大学法人愛知教育大学役員規程」、「愛知教育大学副学長任命規程」、「愛知教育大学学長補佐規程」を Web サイトにて公表している。</p> <p>【愛知教育大学規程集の Web サイト】</p> <p>https://kitei.aichi-edu.ac.jp/doc/auekitei/index.html</p>
<p>原則 2-2-1</p> <p>役員会の議事録</p>		<p>実施状況</p> <p>役員会規程第3条で、役員会の審議事項については、「学長の決定に先立ち、国立大学法人法第11条第3項に定める事項を審議する」とし、重要事項について十分な検討・討議を行う体制を構築している。また、同規程第9条で、「本学構成員に原則として議事要録を公開するものとする」と規定するとともに、学外にも公表している。</p>

		<p>公表内容</p> <p>【役員会に関する情報の Web サイト】</p> <p>https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/yakuinkai.html</p>
<p>原則 2-3-2</p> <p>外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>		<p>実施状況</p> <p>理事、副学長等を選考する上では、年齢や性別、国籍等に左右されず平等な基準で、そのポストに最適な人物を個人の才能等を判断した上で登用している。特に、常勤理事は学校教育現場や文部科学行政に精通した外部人材を配置している。更に令和3年度からは新たに組織経営に精通した者を非常勤理事として任命し、経営層の厚みを確保している。</p> <p>また、外部の経験を有する人材を求める観点やその目的に合致する人材であることが明確となるように、役員等の経歴及び選任理由を公表している。</p> <p>公表内容</p> <p>【役員経歴等の公表】</p> <p>https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/20221013_yakuinmeibo.pdf</p> <p>【役員等・副学長・部局長名簿の Web サイト】</p> <p>https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/officer.html</p>
<p>補充原則 3-1-1①</p> <p>経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>		<p>実施状況</p> <p>経営協議会規程第2条で、学外委員については、「大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する者」と規定している。選考に当たっては、「大学関係」、「教育行政」、「報道関係」、「民間」、「教育委員会」、「自治体」、「法曹関係」からバランスよく適任者を任命し、各学外委員の現職を Web サイトの役員等名簿の欄において公表している。</p> <p>また、会議に当たっては、委員に対して事前に資料を送付している。さらに、議題に関係するわかりやすい参考資料を作成・提供することで、会議で活発な意見・助言等をいただけるように工夫している。</p> <p>公表内容</p> <p>【経営協議会委員名簿の Web サイト】</p> <p>https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/officer.html</p>

<p>補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>		<p>実施状況 学長選考・監察会議は、学長選考基準を定め、学長選考規程、学長選考実施細則の規定に則り、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表している。</p> <p>公表内容 【学長選考・監察会議に関する情報の Web サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/gakucho_kaigi.html</p>
<p>補充原則 3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>		<p>実施状況 平成 27 年度の学長選考会議及び役員会において、学長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無について検討し、「6 年任期」を「4 年任期再任可（2 年間）の上限 6 年間」とした。これを受け、役員規程を改定し、平成 28 年度から適用して公表した。</p> <p>改正した役員規程第 5 条には「学長の任期は 4 年とし、再任を妨げない。ただし、再任された場合の任期は 2 年とし、引き続き 6 年を超えて在任することができない。」と規定しているが、この任期については、平成 27 年度の学長選考会議の検討の中で、「学長としての取り組みに対し任期中に中間評価は必要である。」との意見があった。また、多くの国立大学が「4 年任期再任可（2 年間）の上限 6 年間」であったことを参考の上、改正した。</p> <p>公表内容 【役員規程】 https://kitei.aichi-edu.ac.jp/doc/aukitei/print/493.html</p>
<p>原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>		<p>実施状況 学長選考・監察会議は、学長の解任の手続きに関し必要な事項を定めた「学長解任規程」を整備し公表している。</p> <p>公表内容 【学長解任規程】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/gakucho_kainin_kitei220614.pdf</p>

<p>補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>		<p>実施状況 学長選考・監察会議は、学長の業績評価実施細則第6条で、通知及び公表については、「業績評価を実施したときは、速やかにその結果を学長に通知するとともに、Webサイトに公表する。業務執行状況を確認したときも同様とする。」と規定しており、これに則り、適切に行っている。</p> <p>公表内容 【学長の業務執行状況確認結果】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/gakutyou_hyouka_220909.pdf https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/gakutyou_hyouka_220902.pdf</p>
<p>原則 3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由</p>		<p>実施状況 経営協議会では、令和4年6月1日の会議において、本学のステークホルダーの中から大学に関し広くかつ高い識見を有する方が幅広く参画するような構成となるよう、互選により委員を選出した。7月22日の会議で議事要録を確認後、本学Webサイトに公表した。</p> <p>本学の教育研究に関する重要事項の審議機関である教育研究評議会では、令和4年5月18日の会議において、委員の選出方法を審議した上で、6月8日の会議において、その構成員である理事、事務局長、学系長、附属学校部長、各学系評議員から公平に選出するために投票により委員を選出した。7月13日の会議で議事要録を確認後、本学Webサイトに公表した。</p> <p>公表内容 【学長選考・監察会議に関する情報のWebサイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/gakucho_kaigi.html</p>
<p>原則 3-3-5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>		<p>実施状況、公表内容 学長選考・監察会議では、法人として経営力が発揮できる体制となっているかについて、毎年度、学長の業務執行状況を確認する中で議論しており、その結果、現時点においては、大学総括理事を置くべきとの判断とはなっていない。</p>

<p>基本原則 4 及び原則 4－2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>		<p>実施状況</p> <p>内部統制規程で、内部統制に関する基本事項を定めて、法人における業務の有効性及び効率性の向上、法令等の遵守の促進、資産の保全並びに財務報告等の信頼性を確保するため、同規程において、「内部統制システム」を構築している。また、その運用体制を公表している。</p> <p>公表内容</p> <p>【内部統制システムについての Web サイト】</p> <p>https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/control.html</p>
<p>原則 4－1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>公表内容</p> <p>(情報公開の状況)</p> <p>最近のニュースを大学概要、大学案内等により公開するとともに、規程集等を含め、様々な情報をわかりやすく Web サイトにて公表している。併せて、多種多様な広報手段を活用し、効果的な情報発信を行っている。</p> <p>また、独立行政法人等情報公開法第 22 条に規定する情報について、組織、業務及び財務に関する基礎的な情報・評価・監査等の他、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく教育研究活動等の状況などを Web サイトにて公表している。</p> <p>○最近のニュースを大学概要、大学案内等により公開</p> <p>【大学概要の Web サイト】</p> <p>https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/public/outline.html</p> <p>【大学案内の Web サイト】</p> <p>https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/public/guide.html</p> <p>【財務に関する情報の Web サイト】</p> <p>https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/zaimu.html</p> <p>【一般広報誌「あえる AUE Letter」の Web サイト】</p> <p>https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/public/pamphlet.html</p> <p>【News & Topix の Web サイト】</p> <p>https://www.aichi-edu.ac.jp/pickup/index.html</p> <p>【公式 Twitter／YouTube 公式チャンネルの Web サイト】</p> <p>https://www.aichi-edu.ac.jp/index.html</p> <p>○愛知教育大学規程集等をまとめて公開</p> <p>https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/</p>

		<p>○独立行政法人等情報公開法第 22 条に規定する情報 (組織、業務及び財務に関する基礎的な情報・評価・監査等) https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/</p> <p>○学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく教育研究活動等の状況 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/</p>
<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>公表内容</p> <p>法人の情報については、「入学希望者の方」、「在学生の方」、「卒業生の方」、「保護者の方」、「教育関係・企業の方」、「地域・一般の方」など、Web サイトの画面上部に設置したタブにより対象者を明記する他、ターゲットに応じた広報誌により公表している。</p> <p>主な広報誌として、大学案内、財務レポート、一般広報誌「あえる AUE Letter」、「ちいきの大学」など、多数公表している。</p> <p>https://www.aichi-edu.ac.jp/index.html</p>
<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>公表内容</p> <p>学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠を「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、学生の満足度を「授業改善のためのアンケートの結果」、学生の進路状況等を「教育職員免許状・資格取得状況」、「進路・就職状況」のとおり、以下の Web サイトにて公表している。</p> <p>【ディプロマ・ポリシー】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/outline/policy.html</p> <p>【カリキュラム・ポリシー】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/outline/policy.html</p> <p>【授業改善のためのアンケート】 https://sousei.aichi-edu.ac.jp/publication/questionnaire/</p> <p>【教育職員免許状・資格取得状況】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/situation_of_teacher_training.html</p> <p>【進路・就職状況】 https://www.aichi-edu.ac.jp/auecareer/data/index.html</p>

<p>法人のガバナンスにかかる 法令等に基づく公表事項</p>		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22条に規定する情報 【情報公開一覧】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release</p> <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3 に規定する情報 該当なし</p> <p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 該当なし</p>
-------------------------------------	--	---